

《保証金の返戻金について》

保証金については、本契約が終了し、各プランに於けるシステム料、成果報酬及びその他の本契約に関する料金のすべての支払いなど債務が履行されていることを確認した後にその残額を返金するものとする。ただし、本契約の定める報告義務の不履行の場合、またはサービスを利用する上での不正行為が発覚した場合には返金しないものとする。

(報告義務)

申込者は応募者の選考結果に関し、当社へ進捗報告を書面にて提出し、決定し次第速やかに報告するものとする。

尚、報告期間は応募後 14 日以内に行うこととし、結果が確定していない場合に於いてもその旨の報告をするものとする。

《返戻金について》

返金については、以下の各号に定める要件をすべて満たしている場合のみに、当社は成果報酬の全額を返金するものとする。

1. 退職の事実が成果報酬の発生日から 7 日以内であること。
2. 成果報酬の発生日から 7 日以内に本契約の定める報告義務を行なっていること。

(報告義務)

申込者は応募者の選考結果に関し、当社へ進捗報告を書面にて提出し、決定し次第速やかに報告するものとする。

尚、報告期間は応募後 14 日以内に行うこととし、結果が確定していない場合に於いてもその旨の報告をするものとする。

3. 応募者から退職の意思が提示されているにとどまらず、実際に退職の手続き（離職届出書の提出）が完了し出勤も終了していること。
4. 退職の理由が応募者の自己都合（応募者の死亡、病気の場合を除く）であること。
5. 第 3 号の手続き完了日から 30 日以内に申込者から当社に対し応募者の退職に関する当社指定の書式による通知がなされていること。
6. 当社より応募者の退職の事実（離職届出書とする）が確認されたこと。

前項に関し、領収済みの成果報酬については、当月末日締め翌月末日支払いにて行い、振込手数料は当社負担とする。

前項までに定める場合を除いて、当社はいかなる事由があっても、一切の返金に応じない。